

# 工事現場事故“ゼロ”推進運動

## 令和8(2026)年度 「重点安全対策5項目」

令和7年度の工事事務発生件数は、57件(過去5年間で最多)。

### 【労働災害について】

- 労働災害は26件発生、うち休業4日以上となる重大事故は9件。主なものは「墜落・転落；5件」、「下敷き・挟まれ；2件」。ともに発生件数も令和6年度比で倍増。

### 【公衆災害について】

- 公衆災害は31件発生。主なものは「架空線・地下埋設物破損；13件」、「通行者（飛石含）損害；10件」。前年度比で発生件数が増えたのは架空線、飛び石は減。

### 【その他】

- 以前は盗難品といえばPC、ケーブル、グレーチングが多かったが、令和7年度はバックホウモニター、4tダンプなど被害総額は百万～千万単位

本年度は特に以下の5項目について重点的に安全対策を講じ、発注者・受注者共に全力を挙げて事故防止に万全を期すこととします。また、重点安全対策項目に該当しない作業であっても、リスクアセスメントを適切に行い、重大事故につながる危険要因を排除することにより、工事事務事故防止に努めることとします。

## [重点安全対策5項目]

**I 足場・法面等からの墜落による人身事故防止！**

**II 資機材等の下敷き、挟まれに関連した人身事故防止！**

**III 架空線及び地下埋設物等の破損防止！**

**IV 第三者等への損害事故防止！**

**V 盗難防止対策の徹底！**

## I 足場・法面等からの墜落による人身事故防止

令和7(2025)年度においては、足場・法面等からの墜落による工事事故は7件発生しており、その内**重大事故は5件**となった。**発生した場合重大事故につながる危険がある**ことから、以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこと。

### 重点安全対策項目

#### ① 【建設機械からの昇降】

- ・バックホウなど建設機械から降りる際に転落した事故が多くみられました。周囲の安全が確認できても、機械への飛び乗りや機械から飛び降りせず、両手両足で手すりやステップを使った3点支持で確実に行うこと。

#### ② 【作業方法及び順序の周知】

- ・足場・法面等の墜落の恐れのある場所では、工事関係者に対して墜落制止用器具（安全帯）の着用など、作業方法や作業手順を周知徹底する。また、作業手順書等においては現場条件を十分考慮し、実際に現場において作業可能なものを検討することを徹底するとともに、それに応じた墜落防止対策を講じること。
- ・「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を遵守する。

#### ③ 【墜落防止設備の設置、使用】

- ・足場組立・解体時等の施工に当たっては、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(R5.3.14 改正) 及び、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(R5.12.26 改正) の遵守により、墜落制止用器具（安全帯）を使用するための親綱等の墜落防止設備を設置、使用し、安全な足場環境を整備する。
- ・特に足場の組立て等作業時における墜落制止用器具（安全帯）の掛替え時の転落防止対策として、「墜落制止用器具（安全帯）の二丁掛」を基本とすること。

#### ④ 【安全通路の設定、周知徹底】

- ・墜落の恐れのある場所では、作業員が安全に移動できる通路を確保し、安全通路であることを表示する。

#### ⑤ 【「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守】

- ・「ロープ高所作業」を行う場合は、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施など、労働安全衛生規則第539条 (H28.1.1 試行) を遵守する。

(※令和8(2026)年度新規項目： ① )

## Ⅱ 資機材等の下敷き、挟まれに関連した人身事故防止

令和7(2025)年度においては、「資機材等の下敷き、挟まれ」を含むによる工事事故は5件(R6は1件)発生して、そのうち重大事故は2件となった。また、建設機械の稼働関連で2件発生している。重大事故に繋がる恐れが高い事故発生形態であり、以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこと。

### 重点安全対策項目

#### ① 【危険性の調査（リスクアセスメント）と安全管理活動の徹底】

- ・現場の危険性を事前に調査し、その結果を施工計画に反映して労働災害防止に努める。
- ・施工条件と計画に相違が生じた場合は、速やかに原因を分析し、計画を見直す。
- ・機械・工具・仮設資材は手順書等を周知徹底し、危険箇所を確認の上で作業する。
- ・安全朝礼やミーティング、点検を徹底し、作業員・手順・注意点を明確にして計画通りの人員で作業を行う。

#### ② 【適切な施工機械の選定及び使用】

- ・建設機械作業は、周辺状況や現場条件を事前に確認し、適切な機械を選定して行う。
- ・機械の能力超過や安全装置を解除した使用は禁止し、移動式クレーンは水平設置とアウトリガーの適正使用を徹底する。
- ・特に傾斜地（坂道）においてアウトリガーを使用する場合、サイドブレーキが働いている後輪が高い位置（前輪を低い位置）となるよう車両を設置する。
- ・オペレーターには取扱説明書等を遵守した操作について十分な教育を行い、適切な作業を実施する。

#### ③ 【誘導員の配置】

- ・路肩や法肩などの危険箇所や建設機械との共同作業時は、誘導員を適正に配置し、合図方法を確認の上、オペレーターと連携（トランシーバーや笛を活用）して作業員の安全を確保しながら作業を行う。

#### ④ 【玉掛作業】

- ・吊り角度や玉掛け位置、あて物を事前に確認し、荷吊りの安全を確保する。
- ・吊り荷を接地させる際は、合図を確認し、作業員と荷の距離を十分に保つ。

#### ⑤ 【作業員に対する作業方法の周知】

- ・建設機械の転倒や接触の恐れがある作業では、事前に防止手順を作業員へ周知徹底する。
- ・重機の誤作動防止のため、安全装置の使用を徹底する。
- ・オペレーターに対し、操作手順や注意事項の教育指導を行い、人材の育成に努める。

(※令和8(2026)年度新規項目：\_\_\_\_\_)

### Ⅲ 架空線及び地下埋設物等の破損防止

令和7(2025)年度の発生件数については、架空線等の損傷事故は8件(前年度6件)地下埋設物等の損傷事故は5件(前年度7件)となり、令和6年度から横ばいとなったが、一度発生してしまうと社会的影響が大きいため引き続き、以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこと。

#### 重点安全対策項目

##### ① 【架空線に対する事前確認】

- ・ 架空線等の施設について、施工前に現地調査を実施し、種類、位置(場所・高さ等)、管理者を確認するとともにオペレーター等の作業員へ周知し、チェックリスト等を用いて作業時の留意事項についての指導を徹底する。また、準備作業時や予定外作業時においても、架空線等の存在を失念しないよう周知を徹底する。
- ・ 架空線付近で作業する場合は、電線防護等を行った上で、所定の距離を確保する。

##### ② 【地下埋設物に対する事前調査】

- ・ 地下埋設物の存在が予想される箇所は、作業に先立ち図面等の照合、埋設物管理者の立会を必ず行うと共に、試掘等により地下埋設物の確認を行うこと。
- ・ 設計図書に記載がない場合でも、掘削を行う作業があるときには、埋設物の有無の確認を行うこと。
- ・ 郊外地、山間地の場合であっても埋設物を十分に確認すること。
- ・ 埋設物の近傍では、手掘りにより慎重に施工し、安易に機械掘削を行わないこと

##### ③ 【目印表示等の設置、作業員への周知】

- ・ 工事関係者に架空線や埋設物位置を周知するため、目印表示や看板等を設置するとともに、必要に応じ保護カバー、高さ制限装置の設置等の保安措置を行い、作業員に対して周知・徹底すること。

##### ④ 【監視・誘導員の配置】

- ・ 建設機械による作業を行う場合には、必要に応じ監視員を配置すること。
- ・ 架空線等の障害物周辺における建設機械等の作業においては、誘導員を配置し、合図を定めて誘導するよう指導を徹底する。

##### ⑤ 【アーム・荷台は下げて移動】

- ・ 架空線等付近にてバックホウ、ダンプトラック、移動式クレーン等の建設機械を移動するときは、必ずアームやブーム、荷台を下げるよう指導し、移動前には指差し確認を徹底する。下げた状態の確認方法については作業計画書に明記し周知徹底する。
- ・ 併せて、下請け業者・資材搬入業者にも同様の教育を行う。

(※令和8(2026)年度新規項目：\_\_\_\_\_)

## IV 第三者等への損害事故防止

令和7(2025)年度においては、通行者等への損害事故は10件発生しており、その内5件は除草作業に伴う飛石であり、走行中の車両を破損させるもので交通事故へとつながる可能性があった。

そこで、以下の項目について重点的に安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこと。

### 重点安全対策項目

#### ①【適切な交通誘導の実施】

- ・ 工事現場、工事規制帯等には交通誘導員を適切に配置すること。
- ・ 事前に具体的な誘導方法、合図等を確認すること。
- ・ 一般公道へは、あらかじめ定められた場所・方法によって出入りすること。

#### ②【狭い作業空間での安全確保】

- ・ 空間的に逃げ場が無いような場所での作業では、運転者、作業員及び作業指揮者との間で作業方法、作業手順等の作業計画を事前によく検討し、安全確保の対策をたてること。

#### ③【一般車両、歩行者等の通行部分における良好な路面の確保】

- ・ 工事施工中に工事現場内及び仮設通路等を一般の通行に開放する際は、車両、歩行者が安全に通行できる良好な路面の確保に留意すること。また、雨天等により路面の性能を損なう可能性がある現場は、現場巡視等を実施すること。
- ・ 段差が生じる場合は、適正な勾配を取り徐行看板等にて注意喚起を行うこと。

#### ④【保安施設等の設置状況の確認】

- ・ 保安施設や現場で保管している資材等が、強風等で飛散・倒壊しないよう点検を確実にすること。
- ・ 保安施設や仮設材の張り出しによる通行支障が無いよう注意すること。

#### ⑤【交通事故の防止】

- ・ 危険が予想される箇所には安全かつ通行を妨げとにならないよう看板・標識類を設置し、注意喚起を行うこと。また、看板・標識類は視認性があるものを使用すること。

#### ⑥【除草作業等における飛散の防止】

- ・ 飛散防止ネット等は十分に大きな物を設置し、適切な配置の徹底をすること。
- ・ 草刈り箇所の事前確認を行い、飛び石の原因となる石や堆積物を取り除くこと。
- ・ 草刈機の刃は地際から離し、高刈りをすること。
- ・ 伸びている草は複数回で刈るなど刈り高さを調整すること。
- ・ 草刈りの角度、飛散防止ネットの位置を確認すること。
- ・ 長尺な飛散防止ネットや飛石飛散防止対策の施された機材の利用に努めること。
- ・ 草刈り箇所周辺の交通量や支障物、対象の繁茂状況に適した方法を選択すること。

(※令和8(2026)年度新規項目：\_\_\_\_\_)

## V 盗難防止対策の徹底

令和7(2025)年度においては、盗難の発生は12件(前年度8件)となり、ここ5年間にかけて盗難が多発している。今後も盗難の発生が懸念され、必要な措置を行わなければならない。

そこで、以下の項目について重点的に安全対策を講じ、盗難防止に万全を期すこと。

### 重点安全対策項目

- ① パトロールを重点的に実施すること。
- ② 休日前に盗難の恐れがあるもの(PC、着脱式モニター等)は持ち帰ること。
- ③ 現場事務所内に防犯カメラ、センサーライトを可能な限り設置すること。
- ④ バックホウ等の重機を置いたままにする場合、不審なアクセスを防止するため、現場設置カメラの視野の範囲内、もしくは人目につく場所にバックホウを移動しておくこと。
- ⑤ 現場内への不審者の侵入を抑止するため、現場設置カメラの稼働中であることを見やすい位置に掲げておくこと。

(※令和8(2026)年度新規項目:①～⑤)